

(案)

委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度エリアマネジメント支援事業における専門家派遣業務
(山科・醍醐エリア)

2 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、行財政改革計画における都市の成長戦略として「若い世代に選ばれる千年都市」を目指し、そのリーディング・チャレンジとして、「京都の求心力を受け止める空間づくりプロジェクト」を掲げている。

また、国においても、少子高齢化・人口減少社会を踏まえた新しいまちづくりのあり方として、「官民連携まちづくり」、「市街地整備2.0 新しいまちづくりの取り組み方」といった官民が連携してエリアの価値を高めるまちづくりの方向性が示されている。

こうした状況を踏まえ、地域住民や民間企業等の力を最大限に引き出すことで、魅力的なまちづくりを生み出し、企業誘致や若者移住促進の施策等を後方支援、ひいては、都市の成長戦略の推進を後押しする。

具体的には、まちづくり活動に取り組もうとする団体（住民、企業、NPO、任意団体等）や既に取り組んでいるエリアマネジメント団体（協議会、自治会、商店街、エリアプラットフォーム等）等に対して専門家を派遣することで、地域資源を生かした低未利用地や公共空間の活用、土地利用転換等に取り組むエリアマネジメント活動を支援する。

4 業務の内容

(1) 専門家派遣

ア 対象地区

山科エリア、醍醐エリア

イ 取組概要

対象地区において、多様な世代がゆるやかにつながり、まち全体で子供を育むまち（案）、遊びどころとアクティビティがあふれるまち（案）を目指す。

(ア) 山科エリア

山科区内の公有地等（東野公園及びその周辺の公共施設を想定）において、魅力的な公共空間づくりに向けた社会実験を実施するとともに、公共空間の利活用に向けた取組主体を構築する。なお、取組主体は、企業、学術機関、行政

等で構成することを想定しており、社会実験の実施時期は令和6年11月～令和7年1月頃を想定している。

(イ) 醍醐エリア

伏見区醍醐エリア内の公有地等（パセオ・ダイゴロー及びその周辺の公共施設を想定）において、魅力的な公共空間づくりに向けた社会実験を実施するとともに、公共空間の利活用に向けた取組主体を構築する。なお、取組主体は、企業、学術機関、行政等で構成することを想定しており、社会実験の実施時期は令和6年11月～令和7年1月頃を想定している。

※ (ア)、(イ)の社会実験は時期をずらして開催予定。

ウ 支援内容

取組主体と協議の上、以下に掲げる取組を支援する。

- ・ 望ましい公有地等のあり方や必要な施策を検討するコアメンバー会議等の資料作成
- ・ 取組に参加する意思を持つ事業者等の掘り起こしや、地域ニーズの把握
- ・ 公有地等を活用した社会実験の企画、広報、運営
- ・ 公有地等の活用に必要な申請書類の作成

(2) フィードバック、報告書の作成

上記(1)の実施内容に関するフィードバックをとりまとめ、今後の展望を含めた報告書を作成する。

5 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること

6 成果物

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 1部
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ（CD-R又はDVD-R） 一式

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft

PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行う。

7 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること
- (2) 業務の完了を確認するための検査を行う日時及び場所は、発注者が決定する。
- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること
- (4) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、発注者の指示に従うものとする。

8 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

9 書類の提出

業務完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること

- ・ 完了通知書
- ・ 成果物
- ・ 請求書

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 取組主体の都合等により、対象地区や派遣期間の変更が必要となった場合、発注者と受注者で業務内容の変更について協議を行い、支援することとする。また、これに伴い契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。
- (3) 本業務は、本仕様書によるほか個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (4) イベント、社会実験等に要する費用（施設使用料やイベント賠償責任保険料を含む。）については、本業務の委託料に含むものとする。